

## 基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

### (1) 地域の中で共に生きる意識を高める

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
1	作業所等経営ネットワーク事業の充実  【障害者福祉課】	自主生産品の共同販売(スカイワゴン)等を実施している、区内にある複数の作業所で組織された「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク『Kai』」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売の拡大による工賃向上を目指します。	【数値的な目標】(H28) 作業所の受注額：13,860,000円 スカイワゴン売上：6,000,000円 【質的な目標】 スカイワゴンにより、障害者の自主生産品の認知度を高め、障害者への理解を促します。「すみのわ」においては、地域の製造・販売業者・飲食店との新たな繋がりを構築し、販路を拡大して工賃向上を図ると共に障害者と地域の相互理解を深めます。	【数値的な目標】 スカイワゴンの庁舎での販売を週二回(火曜、木曜)で合計9回実施します。 ネットワーク企画展を1回実施します。 イベントでの販売を3回実施します。 作業所の受注額：13,860,000円 スカイワゴン販売額：6,600,000円 【質的な目標】 自主生産品の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、受注・販売を拡大します。 自主生産品の開発・改良・販路開拓を、区内のコンサルタントを活用して進めます。 北斎関連新商品・新パッケージの開発をコンサルタントを活用して進めます。 【参考】 27年度実績 スカイワゴンの販売額(企画展を含む)：6,556,480円
2	おもちゃサロンの充実  【社会福祉協議会 地域福祉活動担当】	障害のある子どもたちを中心に、地域の子どもたちが好きなおもちゃを選んだのびのび遊べる場所を提供するとともに、子どもや子育て世代の交流の場、父親・母親の身近な相談の場としての機能を充実させていきます。	【数値的な目標】 開催日を増やします。 障害のある子ども専用の時間を増やします。 区民施設や福祉施設等への出張おもちゃサロンを実施し、実施方法の多様化を図ります。 【質的な目標】 ボランティアや他世代の交流を通じて、若い世代の地域活動への関心を深めるとともに障害を持つ人への理解を深めます。	【数値的な目標】 すみだおもちゃサロン：毎週金曜日開催 障害児専用(月2回) みどりおもちゃサロン：毎月第4水曜日開催 【質的な目標】 障害児の参加が増え、障害児の親同士やボランティアとのつながりのなかで、気軽に相談できる場となります。 【参考】 27年度実績 おもちゃサロン：55回開催 1972人参加 みどりおもちゃサロン：9回開催 638人参加 障害児専用の時間を月2回実施(第1金曜日・第3月曜日の午後)

(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
3	「あんしんバリアフリーマップ」の運営  【厚生課】	公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を掲載した「あんしんバリアフリーマップ」(平成22年度作成)をウェブサイトで公開し、定期的に更新していくとともに、新規施設の掲載や周知を進め、利用の促進を図ります。	【数値的な目標】 アクセス数の増加 【質的な目標】 今後も定期的に掲載施設の更新をするとともに、新たな区施設を掲載します。区民や観光客の利用が多い民間施設に対し、掲載への協力を依頼していきます。 また、区報等で広報し、利用促進を図っていきます。	【数値的な目標】 アクセス数の増加 【質的な目標】 掲載施設の設備について最新の情報に更新します。
4	道路バリアフリー整備  【道路公園課】	歩道の段差を改修することにより、高齢者、障害者、子ども連れの人など誰もが安心して移動できる、人にやさしい道づくりを確保します。	【数値的な目標】(H31まで) 整備予定延長 1,090m 【質的な目標】(H31まで) 東京オリンピック・パラリンピック競技会場周辺(両国国技館)において、電線類地中化に併せ、道路のバリアフリー化を行います。	【数値的な目標】 整備予定延長：140m 【質的な目標】 「墨田区バリアフリー道路特定事業計画(平成27年6月策定)」に基づき、すみだ北斎美術館西側の墨107号路線をセミフラットタイプの歩道へ改修する。
5	道路の適正使用の確保  【土木管理課】	歩行者の安全を確保するため、道路上の放置自転車を撤去します。また、道路上の不法占用物件(商品、看板、植木鉢等)について、是正指導を行います。 放置自転車の撤去：自転車の放置禁止区域では警告札を貼付し、即日撤去を行います。また、放置禁止区域外については、区民等からの情報提供により確認した放置自転車に対し、警告・撤去を行います。 不法占用物件の是正指導：定期パトロールや区民等からの情報提供により確認した不法占用物件について、是正指導を行います。	【質的な目標】 道路の適正使用についての周知及び啓発に努め、放置自転車及び不法占用物件の発生を防止します。道路上の放置自転車又は不法占用物件に対する撤去又は是正指導により、誰もが安全で安心して通りやすい道路にしていきます。	【質的な目標】 今年度も放置自転車追放キャンペーンを引き続き実施するとともに、放置自転車や不法占用物件に対する警告や是正指導を行います。 【参考】 27年度の実績 放置自転車の撤去：10,218台 放置自転車追放クリーンキャンペーン：6回実施 不法占用物件の是正指導出動件数：143回 警察、町会等と連携して不法占用物件指導実施

(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

事業系	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
6	要配慮者サポート 隊の結成・活動支援  【防災課】	地震などの非常災害時に、地域住民の協力で要配慮者を援助するのが要配慮者サポート隊です。区では平成12年から町会・自治会でのサポート隊の結成を進め、支援マニュアルの配布や、普通救命講習の助成等の支援を行ってきました。さらに平成20年度からは、サポート隊を結成した町会・自治会に対し支援資器材の交付を行っています。	【数値的な目標】 毎年、結成数を増やしていきます。  【質的な目標】 未結成の町会・自治会に対して、引き続き結成を促す。 サポート隊への支援として、資器材交付と普通救命講習の助成などを継続します。	【数値的な目標】 サポート隊結成数を増やしていきます。 【質的な目標】 サポート隊に対し、資器材の交付や普通救命講習の助成を引き続き行います。平成27年度から実施している、結成済みの町会・自治会に対する資器材倉庫やスタンドパイプ格納庫の設置助成も進めていきます。 【参考】 27年度実績 サポート隊結成数：135町会・自治会
7	災害ボランティアの活動体制の整備  【社会福祉協議会ボランティアセンター】	大規模災害時の災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」の準備を進め、活動体制を適時見直し、訓練を行うなどして災害に備えます。	【数値的な目標】 設置訓練1回/災害ボランティア講座2回 災害ボランティアコーディネーター研修の受講 【質的な目標】 適時、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直します。 他自治体の社会福祉協議会、NPO等と連携することにより、日頃からの情報共有と相互協力体制を築きます。	【数値的な目標】 設置訓練1回/災害ボランティア講座2回 災害ボランティアコーディネーター研修の受講 【質的な目標】 毎年設置訓練を行い、適宜災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直しをします。 また、災害時の協力体制を強化するため、他の自治体の社会福祉協議会と連携をすすめます。 【参考】 27年度実績 災害ボランティアセンター設置訓練：1回 災害ボランティア講座の実施：2回

## 基本目標 2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

### (1) 地域の相談支援体制を充実させる

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
8	<p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区の相談支援機関の連携強化</p> <p>【厚生課・社会福祉協議会】</p>	<p>民生委員・児童委員協議会の全体会や地区会、地区連絡協議会（四者協）、各専門部会において、社会福祉協議会や区の相談支援機関からの情報提供を積極的に行います。民生委員・児童委員からの地域情報の把握にも努めます。連携を深めることで、区民からの相談があった場合に、すぐに適切な相談支援機関につなげる体制を整えます。</p>	<p>[厚生課] 【質的な目標】 会長会、専門部会、地区連絡協議会で得た情報を地区会、全体会を通して、個々の民生委員・児童委員に伝えていくことで、区民から相談があった場合に、適切かつ迅速に相談支援機関へつないでいけるよう民生委員・児童委員としての資質を高めます。</p> <p>[社会福祉協議会] 【質的な目標】 ふれあいサロンや小地域福祉活動により、民生委員・児童委員と地域とのつながりを強め、困っている人の情報が民生委員・児童委員に届きやすくなるようにします。 新任民生委員への実務説明会などで社会福祉協議会の事業について説明し、民生委員・児童委員が地域住民に案内できるようにします。</p>	<p>[厚生課] 【数値的な目標】 民生委員・児童委員協議会全体会：8回 会長会：11回 地区会：2回 専門部会：20回 地区連絡協議会（四者協）：1回</p> <p>【質的な目標】 全体会では、全民生委員・児童委員が参加し、区の関係機関や社会福祉協議会などからの情報提供を受けています。 会長会では、都の常任協議会で得た情報を各地区の会長等で共有し、地区会で各委員へ周知します。区の相談支援機関との意見交換を行う場になっています。 専門部会では、都の部会で得た情報を地区会で報告し、地域での活動の参考としています。 地区連絡協議会では、子どもに関する地域の課題や現状について関係機関と協議・情報交換し、地域内での横のつながりをつくっています。</p> <p>[社会福祉協議会] 【質的な目標】 ふれあいサロンや小地域福祉活動を通じ、地域の情報が民生委員・児童委員に入りやすくします。</p>

(2) 支援が必要な人の権利を守る

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
9	<p>成年後見制度の利用支援</p> <p>【厚生課】</p>	<p>成年後見制度に関して、身寄りがいない場合等の区長による申立て、申立て費用や後見人への報酬費用の助成、後見人として支えてくれる区民（市民後見人）の育成など、制度を必要とする人が利用しやすいしくみをつくりま</p> <p>す。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>市民後見人養成研修受講者：20名（毎年度）</p> <p>【質的な目標】</p> <p>区長申立にあたり、高齢者福祉課との連携を強め、迅速かつ適正な申立てにより権利侵害を防ぎます。また、障害者福祉課及び各保健センターと連携し、知的障害者、精神障害者の利用が増えるようにします。</p> <p>市民後見人養成研修に区民が参加しやすいよう、権利擁護センターとともに工夫します。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>市民後見人養成研修受講者：18名</p> <p>【質的な目標】</p> <p>認知症の高齢者を中心に、成年後見制度の利用が進んでいます。報酬助成により、収入や資産が少ない方も利用しやすくします。</p> <p>市民後見人の養成を区独自に推進し、地域での社会貢献に意欲のある方の学びの場、活動の場とします。</p> <p>【参考】</p> <p>平成28年度見込み 成年後見区長申立：70件 報酬助成：25件</p>
10	<p>市民後見人の育成・支援</p> <p>【社会福祉協議会 権利擁護センター】</p>	<p>成年後見制度が必要な方を地域で支えるしくみとして、市民後見人の育成と支援を行います。市民後見人養成研修の内容の充実を図るほか、研修修了者にフォローアップを行い、支援力を強化します。</p> <p>研修修了者の受任支援を行い、後見人等を受任した市民後見人には、社会福祉協議会が監督人として支援します。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>養成研修修了者：15名（毎年度） 市民後見人受任件数：10件（毎年度）</p> <p>【質的な目標】</p> <p>高齢者福祉課や高齢者支援総合センター等との連携を強化することにより、市民後見人の利用を促進するしくみづくりを進めます。</p> <p>研修修了者を活用した法人後見の開始について検討します。</p> <p>研修修了者が活躍できる多様な場づくりを進めます。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>養成研修修了者：15名 市民後見人受任件数：10件</p> <p>【質的な目標】</p> <p>研修修了者が活躍する場として法人後見の開始について検討します。また、研修修了者が活躍できる多様な場づくりについても検討します。</p> <p>【参考】</p> <p>27年度実績 養成研修修了者累計人数：46名 市民後見人受任累計件数：30件</p>

(3) 福祉サービスの量と質を確保する

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
11	<p>福祉サービス第三者評価制度の推進</p> <p>【厚生課】</p>	<p>福祉サービス事業者、利用者以外の第三者機関によりサービスを評価・点検するしくみである「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>区立施設の受審を引き続き3年に1回実施します。民間施設については、少なくとも3年に1回実施されるように更なる受審の促進と助成を行っていきます。</p> <p>5年間で180施設の受審を予定しています。</p> <p>【質的な目標】</p> <p>事業者自らが利用者のニーズを把握し、それに応える多様なサービスの提供及びサービスの質の向上への取り組みを行うことを促進していきます。また、第三者の評価によるサービスの質の情報を区民、利用者によりわかりやすく公開することで、利用者等のサービスの選択等に寄与し、利用者本位の福祉を進めます。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>区立施設の受審数：12施設 原則として、3年に1回受審 (内訳) 保育園:9施設 ショートステイ：3施設 民間施設の受審数：30施設 区又は都が費用助成 (内訳) 認知症対応型共同生活介護：15施設 在宅系サービス：9施設 在宅系介護サービス：4施設 在宅系障害児サービス：2施設</p> <p>【質的な目標】</p> <p>客観的な視点でサービスを評価することで、福祉サービスの質の向上を事業者自らが把握し改善につなげるとともに、その状況を区民・利用者に区・都等のホームページを通じて公表し、安心して利用できるようにします。</p> <p>また、これらの事業者の取組は、区・都が実施する指導検査においても活用され、事業者への適切な指導・助言をすることにより、更なる福祉サービスの向上を図ります。</p>
12	<p>すみだハート・ライン21、ミニサポート事業、ファミリー・サポート・センター</p> <p>【社会福祉協議会ボランティアセンター分館】</p>	<p>すみだハート・ライン21：住民同士の助けあい活動として、家事援助を中心とした在宅福祉サービスを提供します。</p> <p>ミニサポート事業：電球の交換など日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問してサービスを提供します。</p> <p>ファミリー・サポート・センター：保育園や学童保育の送迎などを地域のサポート会員が支援する、子育ての相互支援活動を行います。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>ハート・ライン、ミニサポート事業では、定期的な合同事業説明会を開催し、協力会員・協力員を増やしていきます。</p> <p>ファミリー・サポートについても子育て総合支援センター等と連携し、多様な研修を設定しサポート会員を増やしていきます。</p> <p>サポート会員の新規登録数100人(年度あたり20人)</p> <p>【質的な目標】</p> <p>介護保険制度の改正による新しい総合事業についても区と連携し、対応していきます。子育て支援総合センター等の関係機関と連携し、支援を進めます。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>ハート・ラインとミニサポート事業との定期合同事業説明会を行い、一体的な協力員の確保につなぎます。ファミリー・サポートについても子育て支援総合センター等と連携し、多様な研修を設定しサポート会員を年間20人増やしていきます。</p> <p>【質的な目標】</p> <p>介護保険制度の改正による墨田区訪問型サービスB事業についても区と連携し、対応していきます。子育て支援総合センター等の関係機関と連携し、支援を進めます。</p> <p>【参考】</p> <p>27年度実績 ハート・ライン協力員：158人 ハート・ライン利用会員：282人 ミニサポート事業協力会員：160人 ファミリー・サポートのファミリー会員：818人 ファミリー・サポートのサポート会員：158人 サポート会員の新規登録数：29人</p>

(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
13	生活保護受給者自立支援プログラム  【生活福祉課】	生活保護受給世帯に対し、就職活動の支援、社会参加の支援、日常生活の支援、進学支援を行い、世帯の状況に沿った自立（就労自立、日常生活自立、社会生活自立）を図っています。 ・「生活保護受給者等就労支援事業」ハローワーク活用プログラム ・就労支援相談員活用プログラム ・墨田区母子自立支援プログラム ・被保護者社会参加促進事業（被保護者就労意欲喚起等プログラム） ・被保護者居宅生活移行支援事業（被保護者居宅生活移行支援プログラム） ・元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム ・高校進学等支援プログラム ・債務整理支援プログラム	【数値的な目標】 プログラムの質を高め、自立世帯を増やします。  【質的な目標】 世帯の状況に沿った支援を行い、自立を促します。	【数値的な目標】 ハローワーク活用プログラム 参加者：220人 達成者：132人 被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者：150人 元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム 参加者：120人 達成者：95人 【質的な目標】 被保護者社会参加促進事業（被保護者就労意欲喚起等プログラム）では、被保護者がボランティアを行うなど、社会的自立の第一歩を踏み出すことのできる取り組みを続けていきます。 【参考】 27年度実績 ハローワーク活用プログラム 参加者：220人 達成者：132人 被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者：147人 元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム 参加者：125人 達成者：84人
14	生活困窮者自立支援事業  【生活福祉課】	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く）の相談窓口を平成27年度から開設しました。相談支援員が相談者に寄り添い、他の機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。	【質的な目標】 相談者の意志を尊重し、生活困窮に関する様々な課題を紐解きながら、各種制度及び事業の活用と、これに関係する機関と連携を図り、相談者の自立を支援します。	【質的な目標】 4月から就労や生活習慣に課題を抱える方を対象に就労準備事業を開始します。また、子どもの学習支援事業については、会場を増やし、より多くの子どもたちを支援します。引き続き、相談支援員が相談者に寄り添い、他の機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。

## 基本目標3 区民の積極的な地域活動を進める

### (1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
15	すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムの開催  【厚生課】	地域福祉の推進及び「すみだ・ボランティアの日」の啓発を兼ねた地域福祉・ボランティアフォーラムを開催します。(墨田区社会福祉協議会すみだボランティアセンターと共催)	【数値的な目標】 毎年開催します。  【質的な目標】 地域福祉関係者や地域福祉に関心のある人たちが情報交換をしたり、課題解決のためのヒントを得たりすることで、地域福祉の推進を図ります。ボランティアについての認識を深めてもらい、ボランティア活動の促進を図ります。	【数値的な目標】 7月2日(土)開催予定 テーマ「災害に備えるまちづくり～地域福祉を支えるプラットフォーム」 甚大な被害をもたらしている熊本の災害を教訓に、災害時に焦点を当てた地域福祉、ボランティア活動をテーマとして開催します。 【質的な目標】 被災地からの報告やグループディスカッションをヒントに地域の課題解決、ボランティア活動の促進を図ります。
16	社会福祉協議会の活動情報の発信  【社会福祉協議会地域福祉活動担当】	墨田社協だより、すみだボランティアだより、ハート・ライン21会報、ミニサポート事業会報などを発行・配布します。	【質的な目標】 広報紙、ホームページ、SNSなどいろいろな媒体を活用し、対象者の必要な情報を提供していきます。企業、医療機関などの協力により、配布場所を増やしていきます。	【数値的な目標】 ホームページアクセス数の増加 フェイスブック発信：更新随時 社協だより：5回/年 各78,000部 「ボランティアだより」作成配布：12回/年 ハート・ライン21、ミニサポート、ファミリー・サポート・センター合同会報：5回/年 各1,500部 【質的な目標】 社協だより等の各種広報媒体ではタイムリーに福祉情報を提供します。レイアウトやデザインを誰にでも読みやすいものにし、特にホームページでは視覚障害者等に配慮します。 フェイスブックは、タイムリーな話題を迅速に提供します。 【参考】 27年度実績 フェイスブック発信：更新随時 社協だより：5回/年 各78,000部 「ボランティアだより」作成配布：12回/年 ハート・ライン21会報：5回/年 ミニサポート会報：5回/年 ファミリー・サポート・センター会報：5回/年

(2) 地域福祉に関する学びあいを推進する

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
17	<p>小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施</p> <p>【社会福祉協議会ボランティアセンター、地域福祉活動担当】</p>	<p>福祉教育を推進する学校で、多様な福祉教育プログラムを実施します。</p>	<p>【数値的な目標】 [地域福祉活動担当] 小学校等での拠点型ふれあいサロンを拡大します。 (年1か所)</p> <p>【質的な目標】 [ボランティアセンター] プログラムの内容を検討し、新たなプログラムを増やします。 [地域福祉活動担当] 地域の高齢者との交流を通じ、自分たちも地域の一員であり、支えあう関係であることを理解し、見守りや声かけなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。</p>	<p>【数値的な目標】 [地域福祉活動担当] 第三吾嬬小学校での拠点型ふれあいサロン月1回(年間12回)</p> <p>【質的な目標】 [ボランティアセンター] ボランティアスクールの実施により、地域のボランティアと学校との連携がうまれています。福祉体験がスムーズに行えるよう、計画的に体験用具を整備します。 [地域福祉活動担当] 第三吾嬬小学校でのふれあいサロン活動において地域の高齢者と児童が定期的に交流することで、学外での交流に結びつけます。</p> <p>【参考】 27年度実績 [社会福祉協議会] 第三吾嬬小学校でのふれあいサロン活動において地域の高齢者と児童が定期的に交流。 [ボランティアセンター] ボランティアスクール開催校 小学校 7校 12回 中学校 4校 11回 高等学校 2校 8回</p>

ボランティア育成  
プログラムの充実

【社会福祉協議会  
ボランティアセン  
ター】

入門講座をはじめ、地域のニーズに対  
応した各種講習講座を充実し、ボラン  
ティアの育成を推進します。

【質的な目標】

ニーズに応じたボランティアを養成します。  
東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボ  
ランティアに意識づけをします。  
受講者の確保に努めます。

【数値的な目標】

手話講習会：40回6クラス  
音訳講習会：23回1クラス  
点訳講習会：20回2クラス  
要約筆記講習会：15回1クラス、フォロー講座2回  
体験講座：3回

ボランティア説明会（入門講座）：10回

シニアボランティア入門講座：1回

ボランティアスクール：1回

【質的な目標】

受講者の講座終了後の活動支援として、講座を受けた  
方にボランティア団体を紹介し、実際の活動につなげ  
ます。

【参考】

27年度実績

手話講習会：40回6クラス

音訳講習会：23回1クラス

点訳講習会：20回2クラス

要約筆記講習会：15回1クラス、フォロー講座2回

体験講座(手話2回、点訳・音訳1回)：3回

ボランティア入門講座：2回

シニアボランティア入門講座：1回

ボランティアスクール：1回

災害ボランティア講座：2回

(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
19	<p>民生委員・児童委員の育成と相談機能の強化 【厚生課】</p>	<p>地域の重要な福祉ボランティアである民生委員・児童委員の育成のため、活動能力の向上に資する研修や施設見学を行います。また、その存在や重要性をPRします。</p>	<p>【数値的な目標】 重要性のPRのためイベントでのパネル展示日数を増やしていきます。 新規の委嘱者を増やしていきます。</p> <p>【質的な目標】 東京都開催の研修会参加により、民生委員・児童委員個々の能力向上を図ります。 各専門部会・地区連絡協議会（四者協）での学びについて、地区会・機関紙で内容を報告・共有し、地域での各民生委員・児童委員活動に活かしていきます。</p>	<p>【数値的な目標】 東京都開催の研修会：10回 参加者130名 区独自の研修会：1回 参加者185名 区役所でのパネル展示日数延：3日 改選後委嘱者数：10名（H25年12月～H28年11月）</p> <p>【質的な目標】 民生委員活動について、区報およびイベントでのパネル展示でPRします。 すみだまつりにブースを出展し、民生委員・児童委員活動を広く区民にPRします。 東京都が開催する研修会に加え区独自の研修を実施します。介護老人保健施設の見学会を実施し、地方と区内施設の相違点・特色を学びます。</p>
20	<p>地域福祉活動リーダーの発掘・育成 【社会福祉協議会 地域福祉活動担当】</p>	<p>小地域福祉活動を実践する人など、地域の福祉活動に積極的に参加し、地域づくりの核となる、住民による地域福祉活動のリーダーを育成します。</p>	<p>【数値的な目標】 地域福祉活動セミナーの実施 小地域福祉活動連絡会の実施 町会・自治会向け支えあいマップ講座</p> <p>【質的な目標】 地域課題を住民同士で解決できるようにアドバイスできる地域福祉活動リーダーを増やします。</p>	<p>【数値的な目標】 地域福祉プラットフォームの設置（2ヶ所） 地域福祉活動セミナーの実施 小地域福祉活動連絡会の実施 拠点型ふれあいサロン連絡会の実施 おもちゃサロンボランティア講座</p> <p>【質的な目標】 プラットフォームが交流の場、気軽な相談の場となり、そこから専門機関や地域につなぐようにします。 また、民生委員や地域活動者がリーダー役となって地域活動のアドバイスができる場とします。 活動に即した内容の講座を実施することで、地域での活動がさらに活性化ようになります。</p> <p>【参考】 27年度実績 地域福祉セミナーの実施（10月3日）：参加者 35人 墨田特別支援学校見学会(2月23日)：参加者 10人</p>

(4) 地域活動を活性化する

事業系	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
21	<p>町会・自治会活動の支援</p> <p>【区民活動推進課】</p>	<p>地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域の課題解決を自主的に担う町会・自治会の日常的な活動を支援します。</p> <p>コミュニティ推進活動助成（会員数に応じて助成）や掲示板の新設・改修費用の助成、ウェブサイトの開設費用などの助成を行っています。</p>	<p>【質的な目標】</p> <p>引き続き町会・自治会への活動支援を行うことにより、町会・自治会によるコミュニティ活動の推進を図っていきます。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>コミュニティ推進活動助成：169団体 コミュニティ掲示板助成：25団体 「わがまち通信局（ウェブサイト）」助成：20団体</p> <p>【質的な目標】</p> <p>引き続き助成を行うことにより、地域活動の活性化、地域での情報共有や情報発信を進めていきます。</p> <p>【参考】</p> <p>27年度実績 コミュニティ推進活動助成：168団体 コミュニティ掲示板助成：19団体 「わがまち通信局」助成：17団体</p>
22	<p>町会・自治会における地域福祉活動の促進</p> <p>【社会福祉協議会地域福祉活動担当】</p>	<p>町会・自治会が独自に行う地域福祉活動の経費を助成するなど、町会・自治会における地域福祉活動を促進します。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>福祉活動の内容に応じた助成金の交付 168町会・自治会への訪問（年1回）</p> <p>【質的な目標】</p> <p>引き続き町会・自治会の福祉活動の活発化をはかるとともに、地域や組織の課題を発掘し、住民同士で解決できるよう支援します。</p> <p>町会・自治会の活動や課題を把握し、課題解決の支援を行います。</p>	<p>【数値的な目標】</p> <p>地域福祉活動助成金：169町会・自治会へ活動に即した助成金を交付します。</p> <p>町会・自治会を訪問し、地域課題の発掘及び課題の解決をともに考えます。</p> <p>【質的な目標】</p> <p>助成金により、町会・自治会で見守り・声かけや世代間交流などの福祉活動を実施しやすくなります。</p> <p>町会・自治会の活動や課題を把握し、課題解決の支援を行います。</p> <p>【参考】</p> <p>地域福祉活動助成金 167町会・自治会に交付：16,280,000円</p>

## 基本目標 4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

### (1) 日頃からの地域のつながりをつくる

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
23	ふれあいサロン実施地区の拡大  【社会福祉協議会地域福祉活動担当】	地域のだれでも参加できる気軽な交流の場、情報交換の場であるふれあいサロンの拡大に取り組みます。ふれあいサロンの運営を通じて、地域住民が地域の課題に気づき、小地域福祉活動に発展していけるよう支援します。	【数値的な目標】 活動地区を年間5地区ずつ拡大します。複数の町会・自治会を範囲とした拠点型ふれあいサロンを年間1地区開設します。 【質的な目標】 ふれあいサロンを実施することで、地域内で互いに交流し、気にしあう関係ができ、さらに見守り活動や訪問活動など、活動の幅を広げていきます。	【数値的な目標】 ふれあいサロン活動地区：26地区 拠点型ふれあいサロン：5地区 【質的な目標】 ふれあいサロンを実施することで、地域内で交流しお互いを気にしあう関係が築きます。 【参考】 27年度実績 ふれあいサロン活動地区：21地区(5地区増) 拠点型ふれあいサロン：4地区
24	小地域福祉活動実践地区の拡大  【社会福祉協議会地域福祉活動担当】	お互いが顔見知りの地域で住民同士が自主的に行う支えあい活動(小地域福祉活動)の拡大に取り組みます。それぞれの地域の課題に応じた取り組みを、地域住民と一緒に考え、実施していきます。	【数値的な目標】 活動地区を年間3地区ずつ拡大します。ふれあいサロンから小地域福祉活動に活動を拡大する地域を増やします。 【質的な目標】 活動地区が拡大することで、住民同士の見守り・声かけが行われたり、地域の課題を自分たちで気づき、解決する関係ができたります。	【数値的な目標】 小地域福祉活動実践地区：30地区 ふれあいサロンから小地域福祉活動への拡大：2地区 【質的な目標】 見守りや声かけ、気になる人への訪問などを住民が実施することで、子どもから高齢者・障害者まで地域で支えあう関係をつくります。 【参考】 平成27年度 小地域福祉活動実践地区：27地区(5地区増)

(2) 地域における見守り活動を推進する

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
25	高齢者の見守り体制の充実  【高齢者福祉課】	高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室ごとに地域住民や関連機関（町会・自治会・老人クラブ・民生委員・児童委員等）と連携し、ネットワークの充実を図ります。地域住民も参加した地域ネットワークづくりのための新たなボランティアの参加促進を図ります。	【質的な目標】 住民主体による見守り体制を拡充します。企業や商店、介護事業所との連携による見守り体制を拡充します。	【数値的な目標】 各地域の社会資源マップを1回以上更新します。各地域で自主的見守り活動団体を2団体以上立ち上げます。 【質的な目標】 社会資源マップの普及・活用を推進します。自主的見守り活動団体の立ち上げ支援します。見守り活動の推奨をします。
26	要保護児童対策地域協議会の機能強化  【子育て支援総合センター】	子どもにかかわる地域の関係機関による代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、地域の要保護児童を早期に発見し、解決にむけて適切な支援につなげます。子育てひろばと児童館が中心となって集まる「ひろばねっと」では、事例検討や地域情報の共有を通じ、子育て支援への連携を強めています。	【質的な目標】 要保護児童対策地域協議会について、関係機関との連携による機能強化を図り、虐待防止、再発防止を推進します。	【数値的な目標】 墨田区要保護児童対策地域協議会を開催 代表者会議：2回 実務者会議：3回 個別ケース検討会議 随時（他機関検討会参加含む） ひろばねっと（全体会1回、分科会4回以上） 【質的な目標】 関係機関（児童相談所、警察署、医師会、民生委員・児童委員、保健センター、学校、保育園、子育てひろば、児童館等）との連携。 【参考】 27年度実績 代表者会議：2回 実務者会議：3回 個別ケース検討会議：144回 ひろばネット全体会：1回 ひろばネット分科会：5回

(3) 地域をつなぐプラットフォームをつくる

事業番号	主な事業	事業概要	事業目標 (平成28年～32年度)	事業計画 (平成28年度)
27	<p>プラットフォームによる地域福祉計画の推進</p> <p>【厚生課】</p>	<p>多様な関係者が集まる地域福祉計画推進協議会において、地域福祉計画の各取り組みがプラットフォームの考え方によって推進されるよう、進捗状況を把握し評価していきます。また、地域福祉計画の周知と理解を広げ、プラットフォームによる地域福祉の考え方を地域に浸透させていきます。</p>	<p>【数値的な目標】 推進協議会は毎年2～4回開催します。 推進本部は毎年2～3回開催します。</p> <p>【質的な目標】 区と社会福祉協議会以外の主体の取り組みについても把握方法を工夫し、評価できるようにします。 地域福祉計画の周知について工夫し、プラットフォームの考え方を広げる機会を増やします。 推進協議会が、さまざまなプラットフォームを包含するようなプラットフォームとなり、墨田区の地域福祉の核としての役割を果たしていきます。</p>	<p>【数値的な目標】 地域福祉計画推進協議会：2回 地域福祉計画推進本部：1回（各計画の改定がないため）</p> <p>【質的な目標】 推進協議会では、主な事業について実績と目標の検証を行います。また、区と社会福祉協議会以外の主体の取り組みについて評価する方法を検討します。 推進本部では、関係する各計画の進捗状況を把握し、各計画が一体的・計画的に推進されるように検討をします。</p> <p>【参考】 27年度実績 地域福祉計画推進協議会：4回開催 平成27年6月5日、平成27年10月2日 平成27年11月16日、平成28年2月19日 地域福祉計画推進本部：3回開催 平成27年7月21日、平成27年11月10日、平成28年2月8日</p>
28	<p>CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）によるプラットフォームの形成と地域課題の解決</p> <p>【社会福祉協議会地域福祉活動担当】</p>	<p>社会福祉協議会のCSWが、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、専門機関と協働してプラットフォームを形成し、高齢者や障害者、子育て世帯、引きこもりの人などの個別課題の解決を促します。【課題別プラットフォーム】 CSWがプラットフォームにおいて、地域の住民・団体の学びあいを進め、地域の課題解決力の向上を図ります。 【福祉教育プラットフォーム】</p>	<p>【数値的な目標】 CSWの配置 地区別民生委員・児童委員協議会ごとに活動拠点を設け、相談活動やふれあいサロンを実施します。地域の多様な課題を関係者が共有し、役割分担して協働するしくみとしてのプラットフォームづくりを促進します。 小地域福祉活動連絡会の実施 地域福祉活動セミナーの実施</p> <p>【質的な目標】 活動拠点での相談活動やふれあいサロンを通して、住民の中に地域福祉活動者を増やします。 住民が地域の課題に気づき、社会福祉協議会や専門機関とともに課題解決に向けて考え、活動できるような地域を増やします。</p>	<p>【数値的な目標】 CSWの配置（1人） 常設の地域福祉拠点（地域福祉プラットフォーム）を設置（2ヶ所） 小地域福祉活動連絡会実施 地域福祉活動セミナー実施</p> <p>【質的な目標】 地域で解決できない課題についてCSWを中心に地域住民、民生委員、専門機関が協働する仕組みを作ります。 重複した課題のある世帯や住民とのかかわりのない個人の課題について、CSWが個々の課題を整理し、専門機関と連携し課題解決を図ります。 交流機能と相談機能を有した常設の地域福祉拠点を2ヶ所設置し、住民が地域の課題に気づき、解決に向けて活動できる課題解決力の向上を図ります。</p> <p>【参考】 27年度実績 小地域福祉活動連絡会：3回実施 拠点型ふれあいサロン連絡会：1回実施 地域福祉活動セミナー：2回実施 ふれあいサロン作品展開催等</p>